

施工02 届出・申請等

- 1 建築基準法に基づく安全上の措置等に関する計画届は、工事施工者が特定行政庁に提出する。
- 2 型枠支保工を設置するための「建設物設置届」を、労働基準監督署長あてに届け出た。
- 3 危険物に係る貯蔵所を設置するための「危険物貯蔵所設置許可申請書」を、消防署長あてに提出した。
- 4 航空障害灯及び昼間障害標識の設置の届出は、地方航空局長に対して行なう。
- 5 浄化槽の設置の届出は、保健所長に対して行なう。
- 6 建築物の一部を除却するに当たって、当該工事の対象面積が10m²以内であったので、「建築物除却届」を都道府県知事に提出しなかった。
- 7 特定粉じん排出等作業を伴う建築物の解体工事の施工に先立ち、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を、労働基準監督署長あてに提出した。
- 8 建築物の敷地に面する歩道の切下げを行うに当たって、歩道の工事の設計及び実施計画について承認を受けるための申請書を、道路管理者あてに提出した。
- 9 道路交通法に基づき、道路上に設置したコンクリートポンプ車によりコンクリートの打込み作業を行うため、「道路使用許可申請書」を、警察署長あてに提出した。
- 10 道路使用許可申請書は、警察署長に提出する。
- 11 クレーン設置届は、労働基準監督署長に提出する。
- 12 共同企業体代表者の届出は、都道府県労働基準局長に提出する。
- 13 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書は、市町村長に提出する。
- 14 ボイラー(移動式ボイラーを除く。)を設置するため、「ボイラー設置届」を消防署長あてに提出した。
- 15 積載荷重1.5tの工事用エレベーターを設置するに当たって、工事の開始の日の30日前までに、エレベーター明細書、エレベーターの組立図及び強度計算書を添えたエレベーター設置届を、建築主事あてに提出した。
- 16 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出書は、警察署長に提出する。
- 17 高層建築物等予定工事届は、建築主事に提出する。
- 18 建築工事に伴って発生した廃棄物に係る「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を都道府県知事あてに提出した。
- 19 建築物除却届の提出先は、都道府県知事である。
- 20 工事監理報告書の提出先は、建築主事である。
- 21 ゴンドラ設置届は、労働基準監督署長に提出する。
- 22 建築主事を置かない市町村において、エネルギーの使用の合理化に関する法律による特定建築物の新築に先立ち、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止」及び「空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用」のための措置に関する届出書を、都道府県知事あてに提出した。
- 23 道路法の規定による通行の禁止又は制限を受ける車両の通行のため、「特殊車両通行許可申請書」を道路管理者あてに提出した。
- 24 道路占用許可申請書の提出先は、道路管理者である。
- 25 寄宿舎に労働者を寄宿させるため、建設業附属寄宿舎規程に基づく「寄宿舎設置届」を労働基準監督署長あてに提出した。

施工02 届出・申請等

- 1 × 建築基準法に基づく「工事中における安全上の措置等に関する計画の届出」は、あらかじめ、当該建築主が特定行政庁に提出する。
- 2 ○ 「建設物設置届」は労働基準監督署長あてに届け出る。
- 3 × 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請書は、
 - ①消防本部及び消防署を置く市町村の区域は、当該市町村長の許可を受ける。
 - ②消防本部等所在市町村長以外の市町村の区域は、当該を管轄する都道府県知事の許可を受ける。
- 4 ○ 航空障害灯及び昼間障害標識の設置の届出は、地方航空局長に対して行なう。
- 5 × 浄化槽設置届は、着工前に都道府県知事（保健所を設置する市においては市長）を経由して特定行政庁に届け出る。浄化槽法第5条第1項
- 6 ○ 建築物の一部を除却するに当たって、当該工事の対象面積が10m²以内である場合は、「建築物除却届」は必要ない。
- 7 × 大気汚染防止法、施工者が都道府県知事に届出る。
- 8 ○ 建築物の敷地に面する歩道の切下げを行うに当たって、歩道の工事の設計及び実施計画について承認を受けるための申請書を、道路管理者あてに提出する。
- 9 ○ 道路使用許可申請書は、建築主が警察署長に届け出る。道路交通法77条
- 10 ○ 道路使用許可申請書の提出先は、建築主が警察署長に届け出る。道路交通法77条
- 11 ○ クレーン設置届は、労働基準監督署長に提出する。労働安全衛生法第88条
- 12 ○ 共同企業体代表者の届出は、着工前に都道府県労働基準局長に提出する。労働安全衛生法第5条
- 13 ○ 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書は、作業開始7日前までに市町村長に提出する。振動規制法第14条
- 14 × ボイラーの設置届は労働基準監督署長あてに提出する。
- 15 × エレベーター設置届は、工事の開始の30日前までに、労働基準監督署長に提出する。労働安全衛生法88条、クレーン等安全規則140条。
- 16 × 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、作業開始の7日前までに市町村長に届け出なければならない。騒音規制法第14条
- 17 × 最高部の高さが31mを超える建築物は、高層建築物等予定工事届を総務大臣に提出する。電波法102条の3
- 18 ○ 建築工事に伴って発生した廃棄物に係る「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は都道府県知事あてに提出する。廃棄物の処理および清掃に関する法律第13条の3
- 19 ○ 建築物除去届、建築工事届は、建築主が着工前に都道府県知事に提出する。建築基準法第15条
- 20 × 工事監理報告書は建築主に報告しなければならない。建築士法第20条第2項
- 21 ○ 現場にゴンドラ、クレーン、仮設エレベーター等を設置する場合は、労働基準監督署長に設置届を提出する。労働安全衛生法第88条
- 22 ○ 建築主事を置かない市町村において、エネルギーの使用の合理化に関する法律による特定建築物の新築に先立ち、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止」及び「空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用」のための措置に関する届出書を、都道府県知事あてに提出する。
- 23 ○ 道路法の規定による通行の禁止又は制限を受ける車両の通行のための「特殊車両通行許可申請書」は道路管理者あてに提出する。道路法47条の2
- 24 ○ 道路占用許可申請書の提出先は、道路管理者である。道路法第32条
- 25 ○ 寄宿舎に労働者を寄宿させるため、建設業附属寄宿舎規程に基づく「寄宿舎設置届」を労働基準監督署長あてに提出した。